年　　月　　日

ＪＰビルマネジメント株式会社　殿

商号又は名称
住　　所
代 表 者 名　　印

秘 密 保 持 誓 約 書

当社（以下、「甲」という。）は、ＫＩＴＴＥ丸の内（以下、「本件施設建築物」という。）の運営者であるJPビルマネジメント株式会社（以下、「乙」という。）が実施する、本件施設建築物に係るＫＩＴＴＥ丸の内 開業15周年地下1階共用部改装工事設計・施工の公募（以下「本件手続」という。）に参加するにあたり、開示される情報等の秘密保持に関して次の通り約し、その証として本書を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差入れるものとする。

第1条（情報開示）

甲は本件手続に参加するに当たり、提案を行うに必要な情報の開示を乙から受けるものとする。

第２条（定義）

本誓約書において秘密情報とは、前条により甲に開示された本件手続に関する全ての情報を指し、紙媒体及び電子媒体（以下、「書面等」という。）にて開示した情報をいう。

第３条（秘密保持）

甲は、秘密情報を本件手続への参加のために使用するものとし、これらのために開示が必要な①自らの役職員、②弁護士、税理士または公認会計士等の専門家に開示する場合を除き、乙の承諾なくして第三者にこれを漏洩、開示しないものとする。

第４条（例外情報）

以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。

（1） 開示を受けたときに、既に公知であるか、または甲が保有していた情報
（2） 開示を受けた後に、甲の責めによらずして公知となった情報
（3） 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
（4） 甲が独自に開発または取得した情報
（5） 法令に基づく公権力の発動によって開示を求められた情報

第５条（秘密情報の返還）

甲は、本件手続への参加のために秘密情報を使用する必要がなくなった場合、秘密情報が記載された書面等を乙に返還するものとする。

第６条（有効期間）

甲は、本件手続への参加後も、本誓約書に基づく秘密保持の義務を負うものとする。

第７条（損害賠償責任）

甲は、本誓約書に違反し乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第８条（紛争の解決）

本誓約書に規定のない事項および本誓約書の条項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は、信義誠実の原則にのっとり、誠意を持って協議し解決するものとする。

第９条（準拠法および管轄裁判所）

本誓約書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。また、本誓約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以　上